

日本放射線技師教育学会 会則

【名称および設立年月日】

第1条 本会は日本放射線技師教育学会（The Japan Society of Education for Radiological Technologists：JSERT、以下本会）と称する。

第1条の2 本会の設立年月日を平成20年2月2日とする。

【目的】

第2条 本会は診療放射線技師教育に関する調査研究の充実発展ならびにその成果の普及を目的とする。

【事業】

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) 学術大会の開催
- 2) 印刷物の発行
- 3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

【会員】

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納入し、理事会の承認を得た診療放射線技師である者。
- 2) 準会員 本会の目的に賛同し、所定の会費を納入し、理事会の承認を得た診療放射線技師以外である者（学生を含む）。

第5条 正会員は本会の事業に参加し、発行物、その他の配布をうけ、総会に参加することができる。準会員は発行物、その他の配布をうけることができる。

第6条 会員は理事会に申し出、退会することができる。

第7条 本会の名誉を傷つけ、または、本会の目的に反する行為があった会員は理事会の議を経て除名することができる。

第8条 会員は別に定める会費を納めるものとする。ただし、1年以上会費を滞納したときは会員の資格を失う。

第9条 会員がすでに納入した会費、その他の拠出金は一切返還しない。

【役員】

第10条 本会には次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 理事 10名以内（会長、副会長を含む）
- 4) 監事 1名

第11条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第12条 理事で満65歳を迎えた者は、年度末にその資格を失う。

第13条 理事および監事は別に定める規定によって正会員の中から選出される。

第14条 会長および副会長は理事のなかから互選によって選出され、総会の承認を受ける。

【会長】

第15条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

【副会長】

第16条 副会長は会長を補佐して庶務、会計を分担処理し、会長に事故あるときはその任務を

代行する。

【理事】

第17条 理事は理事会を組織し、本会の運営に関する事項を審議・執行する。

【監事】

第18条 監事は本会の会務および会計上の監査を行う。

【顧問】

第19条 会長は理事会の議を経て顧問を推薦することができる。顧問は会長の諮問に応じる。

【種別】

第20条 本会は以下の会議を開催する。

- 1) 学術大会
- 2) 総会
- 3) 理事会
- 4) その他、理事会で必要と認めるもの

第21条 学術大会は年1回開催する。学術大会には大会長をおくことができる。

第22条 総会は正会員をもって構成する。総会は原則として年1回開催するものとし、会長が開催地と時期を定めて召集し、その議長となる。また、会長および監事は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第23条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、会長が招集してその議長となる。理事会は本会の運営に関する事項を審議し、事業の企画、立案および総会の議案作成などにあたる。理事会は審議結果について執行の責任をもつ。

【委員会】

第24条 理事会は本会の目的に従う事業を遂行するために、必要により各種の委員会をおくことができる。ただし、各委員会は審議の要項と議決事項を理事会に報告し、承認を得なければならない。各委員の数および任期は委員会ごとに理事会において定める。

【議決】

第25条 各会議の議決権は、その会議の構成員にある。各会議は出席者の過半数をもって決する。ただし、会則の変更、本会の組織変更などの重要事項については出席者の3分の2以上をもって決する。

【会計】

第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

第27条 本会の経費は本会会員の会費、補助金、寄付金、およびその他の収入をもってこれにあてる。

【細則】

第28条 この会則の施行に必要な細則は、理事会の議を経て別に定める。

【附則】

本会の事務局は当分の間、鈴鹿医療科学大学保健衛生学部放射線技術科学科内におく。本会発足当初の役員は本会則の規定に関わらず、任期は平成23年3月31日までとする。

この会則は平成20年2月2日より施行する。

この会則は平成21年6月5日より改正施行する。

この会則は平成30年3月20日より改正施行する。